

# 第2期千葉市貧困対策アクションプランにおける取組み

～ 全ての個人が自立と尊厳を確保できる社会の創出 ～



	主要施策	施策の展開	考え方・方向性	主な取組内容
1 包括的・早期的な支援に向けた取組み	(1) 予防的施策の充実	▶ 傷病状態に陥るリスクの低減 ▶ 非正規労働を強いられる方や生活困窮状態に陥るリスクの高い方への支援の充実	・生活困窮の原因の1つである <b>傷病状態に陥るリスクを低減</b> する。 ・就職氷河期世代のうちで望まない非正規労働を強いられる方やひきこもり状態にある方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い生活状況が不安定になった方等への <b>就労支援等の取組みを推進</b> する。 ・ひとり親家庭等で不安定な生活を強いられる方等の <b>生活困窮状態に陥るリスクの高い方に対し、きめ細やかな相談支援</b> を行う。	○生活習慣病等の早期治療開始に向けた支援の実施 P55～ ○就職氷河期世代等への支援の実施 新 ○就労訓練等の就労開始に向けた支援の充実 弘 ○ひきこもり地域支援センターによる支援の実施 ○若い世代への妊娠等に関する支援の実施 弘
	(2) 早期発見に向けた支援の充実	▶ 早期発見に向けた取組の実施 ▶ 相談アクセスの向上 ▶ 相談窓口の周知	・自尊心や支援を求める力の低下等から相談に至っていない方の存在が想定され、「 <b>支援を必要とする方に支援を届ける</b> 」体制のより一層の推進を図る。 ・生活困窮者の中には支援を求める力の低下等から対面型での相談が出来ない方も想定されるため、 <b>SNSによる相談等、相談アクセスの向上</b> を図る。 ・ <b>早期発見のため相談窓口のより一層の周知</b> を図る。	○アウトリーチ支援機能の強化 弘 P58～ ○アウトリーチによる支援の実施 ○生活習慣の改善が必要な児童等の早期発見 ○SNS等による相談方法の拡充 新 ○情報共有体制の推進 弘
	(3) 相談体制の充実	▶ 断らない相談支援 ▶ 身近な相談窓口の設置	・生活困窮者の相談内容は複雑多様であり、また、支援を求める力の低下等により、一人では相談窓口まで辿り着くことが出来ない方もいるため、相談者の属性や課題に関わらず、 <b>幅広く相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関に繋ぐといった対応ができる体制を構築</b> する。 ・相談体制の充実を図るためには、「 <b>身近な相談窓口の設置</b> 」が必要であり、生活自立・仕事相談センターを全区に設置する等、 <b>体制を整備</b> する。	○生活困窮者への相談体制の充実 弘 P62～ ○職業紹介・職業相談の充実 ○あんしんケアセンターの総合相談機能の充実 弘 ○ひきこもり地域支援センターにおける支援の実施 ○精神保健福祉相談の実施
	(4) 相談機関の連携強化	▶ 相談機関の連携強化	・ <b>生活困窮者は、抱える課題が複雑多様</b> であることで、一つの相談窓口では十分な支援を受けられないことや、支援を求める力が低下し <b>相談に行くことが難しいことが想定される</b> 。このため、全ての窓口が、属性に関わらず地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関に繋ぐとともに、 <b>相談窓口同士が相互に関わる体制を構築</b> する。	○庁内各課、関係機関との関係づくり 新 P66～ ○支援会議等の活用による相互連携の実施 新 ○相談機関間の連携による包括的支援 ○包括的な相談支援体制の構築 ○子どもナビゲーターによる関係機関と連携した支援の実施
	(5) 各種事業の充実	▶ 各種事業の充実	・複雑多様な状況にある生活困窮者を支援するには既存制度や既存の体制のみでは十分な支援が出来ないことが想定されるため、 <b>各種事業を充実</b> する。 ・居住について課題を抱えている方に対する <b>居住支援の充実</b> や様々な理由で働きづらさを抱えている方に対する、 <b>就労に向けた支援を充実</b> する。	○住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の増加 P70～ ○市営住宅の一時使用による住居支援 ○収入が減少した市営住宅入居者への住居支援 ○学習・生活支援事業の充実 ○就労準備支援事業の充実
2 地域づくりのための取組み	(1) 地域のネットワークづくり	▶ 地域のネットワークづくり	・生活困窮者の早期発見やその生活環境の変化を把握するため、 <b>生活に困りごとを抱えている方に地域で気付くためのネットワークづくりを推進</b> する。 ・生活困窮者が自立した生活を維持するため住民主体の見守りや居場所づくりといった <b>地域で支える、支え合うためのネットワークづくりを推進</b> する。	○地域住民等の変化に気付く意識の醸成 新 P72～ ○住民主体による見守りや居場所づくりの推進 ○民生委員等との連携による支援を必要とする方の早期発見
	(2) 社会資源の把握と開発	▶ 社会資源の把握と開発	・生活困窮者への支援に必要な支援を公的支援のみで担うことは困難であり、 <b>地域住民の相互の支え合いによる共助の取組みを始め</b> 、必要に応じて、インフォーマルな支援を創出し、これらを組み込んでいく等、 <b>社会資源の把握と開発</b> を行う。	○支援調整会議の充実 弘 P74～ ○居住支援協議会の活用 ○CSW等の活動を通じた社会資源の開発 弘
	(3) 住民の理解促進	▶ 住民の理解促進	・生活困窮者への支援は、相談機関の支援のみでは十分ではなく、 <b>地域による支え合い、見守り等の支援が必要</b> となるため、 <b>生活に困りごとを抱えている方に対する住民の理解促進</b> を図る。	○地域住民への生活困窮者自立支援制度の周知 新 P75～ ○民生委員・児童委員への相談機関の周知 ○地域ケア会議への地域住民の参加による理解促進 ○地域資源の立ち上げと情報発信